

第 4 5 号 議 案

亀岡市児童館条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市児童館条例（昭和 4 7 年亀岡市条例第 1 0 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日 提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市児童館条例の一部を改正する条例

亀岡市児童館条例（昭和 4 7 年亀岡市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「曾我部町穴太二ツ池 8、9 番地」を「蕨田野町佐伯琴敷 7 8 番地の 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市児童館条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市天川児童館を使用停止し、亀岡市立人権福祉センターを児童館との兼用施設とするため、同児童館の位置を次のとおり改めること。

	位 置
改正前	亀岡市曾我部町穴太二ツ池 8、9 番地
改正後	亀岡市蕨田野町佐伯琴敷 7 8 番地の 1

- 2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。